



平成22年  
2010  
JULY  
No.121

# 7/1



C O N T E N T S

## 7月31日は 「甲賀市青少年活動 安全誓いの日」

- ④ 新「ミニミニデイ」への挑戦
- ⑩ 元気なまちかごと  
ユース・ブラス・フェスティバル／ササユリ守り隊 ほか  
であいちこうか「絵手紙や人形を制作 西村京子さん」
- ⑭ こうかまちかごと特派員のページ
- ⑯ 情報のまご
- ⑳ こうかギャラリー

7月31日は

# 「甲賀市青少年活動安全誓いの日」

平成19年7月31日、市教育委員会が実施しました野外体験講座において、市内の小・中学生お二人の尊い生命を奪う重大な事故を起こしました。  
市および市教育委員会では、この事故を忘れることなく、教訓としながら、子どもたちの成長にとって大切な青少年活動を、安全に実施していくことを誓う日として「甲賀市青少年活動安全誓いの日」と定めました。

## 「甲賀市青少年活動安全誓いのつどい」開催

青少年活動の安全・安心の確保に取り組むことを改めて確認するため「甲賀市青少年活動安全誓いのつどい」を開催します。

当日は、市の安全管理の取り組み報告や、(財)大阪府青少年活動財団の今井正裕氏を迎え、安全な青少年活動について講演いただきます。

日時／7月31日(土)

19時～(受付18時30分～)

場所／あいこうが市民ホール

内容／

- ・市の安全管理の取り組みについて
- ・講演「安全な青少年活動を願って」

講師／(財)大阪府青少年活動財団  
企画総務室長 今井正裕氏

皆さんのご参加をお待ちしています。

### 問い合わせ

社会教育課 青少年育成係

☎086-80022 ☎086-83380

## 市の安全管理の取り組み

### ●職場の安全管理推進運動

市では、各職場の安全管理について、今まで以上に職員一人ひとりが問題意識を持ち、高めていくため、今年度より「安全管理推進運動」に取り組むこととしています。

この運動では、職場の持続的な安全管理体制を強化するため、各課長を安全管理推進委員に、また、各職場(課)に一人安全管理推進リーダーをおき、職員の责任意识と役割を明確にし、職場内の安全管理研修、危機管理個別マニュアルの見直しを進めます。

この運動の一環として、7月を「安全管理推進運動強調月間」とし、事故発生後の対応ではなく、事業の計画段階からあらゆる危険を想定し、日頃からいかに事故を防止し安全確保を行うかを話し合い、担当部署で検証します。

### ●青少年活動施設一斉安全点検を実施

子どもたちが安心して、楽しい夏休みを過ごせるよう、市内のキャンプ場や公園などの施設の一斉安全点検を実施します。

対象となる施設は、市内に291あり、それぞれ管理を行う担当課の職員が遊具の破損や施設の老朽化による危険箇所を調べ、修理などの対策を講じます。

### 問い合わせ

危機管理課 危機管理対策係  
☎65-0733 ☎63-4619



## ほっこりとしたまちなかを体感

「まちなか散策」専門委員会リーダー 奥田 文悟さん



▲まちなか散策  
(昨年度のプレイベントより)

まちなか散策では、窯元・工場の蓄積された技や製作現場の日常風景を、「見せる・伝える」ことや、窯元散策路かいわいの倉庫などの資源を活用し、一味違った空間展示を行い、幅広く“信楽ファン”の獲得をめざします。

まず、見学できる24か所の窯元・工場の歴史や特徴を掲載した「散策ガイドマップ」を無料で配布し、作り手と使い手が交わる機会として、普段では見る

ことのできない製作現場を見学していただき、各窯元にある歴代の優れた製品を風景とともに展示することで、信楽焼をより身近に感じていただきたいと思います。

また、遊休工場や倉庫のまちなか空間を利用して、信楽にゆかりのある国際性豊かなアーティストの作品を信楽での交流物語とともに展示します。その他にも、若手作家による作品展示やワークショップなど、京都造形芸術大学の松井利夫教授にコーディネートをいただきながら、信楽のまちなかがすでに持っている魅力を最大限に活用した企画にしたいと考えています。



▲窯元・工房見学

皆さん、心地よいほっこりとした、信楽のまちなかを1日のんびり散策しに来てくださることをお待ちしております。

問い合わせ 信楽陶芸トリエンナーレ実行委員会事務局 (特区推進室)  
 ☎ ホームページ <http://tri.shigaraki-sp.com>

# 信楽まちなか芸術祭 4

盛り上げよう

信楽まちなか芸術祭では、まちなかを散策しながら、信楽焼を楽しむ「まちなか散策」も行われます。  
 今回は、「まちなか散策」専門委員会リーダー奥田文悟さんに見どころをお聞きました。

## 景観形成審議会委員の募集

市では、景観行政団体をめざして歴史的街なみや美しい景観を守り、育て、潤いのあるまちづくりを進めています。  
 今回、景観形成に関する事項について審議いただく甲賀市景観形成審議会委員を次のとおり募集します。

### ■応募資格

市内にお住まいまたはお勤めの、満20歳以上(平成22年4月1日現在)の方。ただし、国、地方公共団体の議員、常勤の公務員および市が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方は応募できません。

### ■募集人数 1名

### ■委員の職務

甲賀市の風景を守り育てる条例第15条の規定に基づき、その権限に属された事項および市長の諮問に応じ、市が定める基本計画等に関する事項について、調査、審議を行っていただきます。

審議会の開催は、年4回程度を予定しています。会議へ出席していただきます。

だいたときは、規定の報酬および費用弁償をお支払いします。

### ■委員の任期

委嘱の日(平成22年8月1日を予定)から平成24年7月31日まで

### ■応募方法

次の書類に必要事項を記入の上、都市計画課または各支所地域窓口へ郵送、FAX、メール(ご持参のいずれかで提出ください)。

①甲賀市景観形成審議会委員応募書(市ホームページ)からダウンロードできます。

②次のテーマについて、800字程度にまとめた意見書

【テーマ】これからの景観まちづくりについて(様式は特に定めていません)

### ■応募締切

7月15日(木)

委員は、選考会議で決定し、その結果は本人にお知らせします。なお、提出いただいた応募書と意見書はお返ししませんので、ご了承ください。

提出先・問い合わせ 都市計画課 都市計画係 〒528-8502 水口町水口6053番地  
 ☎ 65-0719 ☎ 63-4601 Eメール [koka281000@city.koka.lg.jp](mailto:koka281000@city.koka.lg.jp)

# コミュニティへの挑戦

## 新しい地域コミュニティ組織

### 「(仮称)自治振興会」によるまちづくりの提案

#### 自治振興交付金案などを具体化

市が、昨年より提案をさせていただいている自治振興会によるまちづくり。

これまで、市では、自治振興会を核とした新しい地域コミュニティについて、地域区長会や市議会などで説明をさせていただいてきました。また、地域や各種団体などからも説明会開催の要請をいただいております。皆さんがお集まりの場にお伺いしたときにも、多くのご意見やご質問をお受けしております。

今月号では、これまでお聞かせいただいたご意見やご質問の中からいくつかを、6月にまとめた「新しい地域コミュニティ組織」(仮称)自治振興会」によるまちづくりの提案に沿ってお答えします。

#### 自治振興会による

#### まちづくりの提案とは

「新しい地域コミュニティ組織」(仮称)自治振興会」によるまちづくりの提案は、これまでの提案内容をさらに具体的にまとめたものです。

ここでは、自治振興会の仕組みや新しいまちづくり支援のための自治振興交付金案について、さらには、自治振興会を支援するための拠点施設、地域コミュニティセンターの機能や職員の配置などについて、具体的な案をまとめています。

**Q1** 自治振興会の設立はどうして今？

**A** 少子高齢化が静かにかつ着実に進行する中、高齢者の介護、

暮らしを守る防犯や防災、鳥獣による被害や農地や山林の維持などの問題が、いつの間にかわたしたちの地域生活・日常生活に色濃く影を落としていることに気付かされます。

市内でも管理されていない空き家や廃屋があちこちに目立ち始めており、高齢者の孤独死や児童虐待など、身近なところでも事件が起こるまで誰も気づかなかったという問題が起こっています。また、これまで地域活動の中心となっていた各種団体についても会員不足による活動低下など、日々の生活から、身近な交流や地域の活気が薄れかけているのも事実です。

市では、このように社会構造が変化し、多種多様な課題がこれ以上深

刻な状況になる前に、市民と行政が力を合わせ、今から準備を進めることが重要であるとの判断から、自治会の活動はこれまでのまま、概ね小学校区を対象とする新しいまちづくり、「自治振興会」の取り組みを平成23年4月から始めていただきたいと考えています。

**Q2** 市民の意見は反映されるの？

**A** 7月末から旧町の区域や学区を単位とした地域説明会を開催します。説明会でお受けした皆さんのご意見等については、区長会や各種団体の代表などで構成される自治振興委員会に報告、それを踏まえた協議・調整をいただいたうえで、市としての最終的な取り組み方針をまとめます。

**Q3** 組織化は誰が行い、会長はどういった人が就任するの？

**A** 自治振興会は、まちづくりの核となる組織です。立ち上げには、区長・自治会長の皆さんにご協力をいただきながら、地域の団体や住民皆さんの活発な意見交換により、組織化が進められることとなります。

会長などの役員については、あくまで地域の中で民主的に選出されるものと考えております。

**Q4** 新しいまちづくり、市の支援は？

**A** 市では、新しいまちづくりへの支援として、自治振興会活動の拠点施設「地域コミュニティセンター」を設置するほか、自治振興会の組織化や設立後の運営を側面から支援する職員を配置します。

さらに、これまでの区や自治会に交付してきた補助金や交付金に加え、新たにまちづくりのための財源を増額確保し、毎年、自治振興交付金として各自治振興会へ交付します。

**Q5** 自治振興会支援に職員が配置されるの？

**A** 自治振興会設立に向けては、準備段階から、自治振興会単位に担当職員を定め、組織化に向けて側面から支援をさせていた



▲シルバー大学での説明会(かふか生涯学習館)

できます。

当市は、481km<sup>2</sup>という非常に広大な面積に1999もの区・自治会を有しており、各地域での課題や問題も大きく異なります。そのため、職員が持つ知識やノウハウを地域の各現場において直接的に、かつ迅速に機能させることが甲賀市のコミュニティ支援には重要だと考え、担当職員を定めることとしています。

また、その職員は、自治振興会が設立された後においても、地域コミュニティセンターの職員として配置、引き続き、自治振興会の運営も側面から支援をさせていただきま。職員も皆さんとともに汗を流して地域の活性化に取り組みます。

### ◆職員の支援内容

- ①自治振興会の組織化と設立に向けての支援
- ②地域計画等の作成支援
- ③地域の協働によるまちづくりに関する支援

**Q6** 自治振興交付金ってどんなお金なの？

**A** 自治振興交付金は、市がその使い道を限定せず、地域の実情に沿って地域の皆さんが優先すべきことに活用できるお金です。市

では、個性を活かした地域づくりを積極的に支援してまいります。

## 自治振興交付金の内容

### ◆自治振興交付金の総額

〔約1億6千万円〕

自治振興会に交付する交付金の総額は、前々年度の市民税決算額の3%以内を想定しています。設立を平成23年としていますので、平成21年度決算見込み額で算定すると約1億6千万円となります。

### (内訳)

①基礎交付金 約2,600万円

敬老事業やごみ集積所の整備、防犯灯の新設・維持管理など、これまで各地域に補助金として交付してきた6つの補助金を今後も確保します。

②区活動交付金 約5,000万円

これまでの区長協力事務費や区事務活動交付金でこれまで通り交付させていただき地域の財源を確保します。

③事務加算金 約2,200万円

自治振興会設立に向けて、事務局員等の事務経費として新たに予算を確保します。

④事業加算金 約6,200万円

自治振興会で新たなまちづくり事業に取り組んでいたため、地域計画に定めていただいた事業の経費として、新たに予算を確保します。

※事業加算金については、毎年度末の事業実施状況を確認後、実施しただけなかつた経費は、精算(返還)いただくこととなりますが、その他の交付金については、精算の必要はありません。

## 7月下旬から、地域説明会を開催

今後、市では旧町の区域や学区を単位とした地域説明会を開催します。開催日時や場所などについては、区・自治会や有線放送などを通じてお知らせします。皆さんのご参加をお待ちしています。

※文中の自治振興会、また地域コミュニティセンターの名称は、仮称です。それぞれの名称は、今後、市民皆さんから親しみやすいネーミングを募集し、決定します。

### 問い合わせ

地域コミュニティ推進室

☎05-060607 ☎06-45554

# 今年 「平成22年 国勢調査」の年



国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象とした最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯などの実態を把握するために5年に一度行われています。

今年「平成22年国勢調査」の年となり、10月1日を基準日として全国一斉に実施されます。

**Q** どんことを調べるの？  
**A** 世帯員の氏名、男女の別、出生の年月など、調査項目は全部で20項目あります。国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体だけではなく、広く民間企業や研究機関でも利用されています。

**Q** どうしても答えなければならないの？  
**A** 調査票が提出されなかったり正しい回答がされなかったりすると、誤った統計になってしまいます。そうしたことを防ぐため、「統計法」において回答の義務が課せられ、報告を拒んだり虚偽の報告をした場合の罰則も規定されています。調査の趣旨をご理解いただき、調査票には漏れなく正確な回答をお願いします。

**Q** 個人情報を守られるの？  
**A** 調査をする人が、調査の結果を他人にもらしたり、統計をつくる目的以外に調査票を使ったりすることは法律で固く禁じられています。調査票は外部の人の目にふれないよう厳重に保管され、集計後はすべて溶かして再生紙として生まれ変わります。

**問い合わせ** 総務課 統計係  
☎ 65-0752 ☎ 63-4561

## 緑と水を守るために チャリティゴルフ で 100万円寄付



▲贈呈式での原田さんと中嶋市長

6月9日、ダイヤモンド滋賀カントリークラブでチャリティゴルフコンペが行われ、集まった募金100万円を市にご寄付いただきました。

このチャリティゴルフコンペは、タレントの原田伸郎さんが、自然環境を大切にしたいという思いで発案されたもの。8回目を迎えた今回、167名の方が参加されました。

贈呈式では、原田さんから中嶋市長へ緑と水を守るために、目録書が手渡されました。

ご寄付いただいたご浄財は、市の豊かな自然を守るために役立たせていただきます。

## まちづくりを進めるための 大切な1票です

### 参議院議員通常選挙・滋賀県知事選挙

#### ■投票日

7月11日(日)

午前7時から午後8時まで

※投票所は入場券でご確認ください。

#### ■期日前投票

投票当日に仕事や旅行などで投票に行けない方は、期日前投票ができます。(甲賀市で選挙権を有する方は、どの庁舎や支所でも期日前投票をすることができます。)

#### ■期日前投票期間および場所

～7月10日(土)

午前8時30分から午後8時まで

市役所水口庁舎3階第2-3会議室

なお、7月3日(土)からは次の場所でも期日前投票できます。

◎市役所土山支所1階玄関横スペース

◎市役所甲賀支所1階第3相談室

◎市役所甲南庁舎1階相談スペース

◎市役所信楽支所1階玄関横スペース

※お手元に届いていれば、入場券をご持参ください。

詳しくは6月15日号12、13ページをご覧ください。

#### 問い合わせ

甲賀市選挙管理委員会

☎ 65-0667 ☎ 63-4561

平成22年度

# 後期高齢者医療保険料額が確定

平成21年分の所得が確定したことにより、後期高齢者医療保険料の本算定を行いました。

## ■保険料の額

所得に応じて納めていただく「所得割額」と、所得にかかわらず一人ひとりが均等に納めていただく「均等割額」の合計額になります。平成22年度の保険料は、平成21年中の所得に基づいて計算します。

### 【計算式】

$$\text{年間保険料} = \text{均等割額 } 38,645\text{円} + \left( \text{平成21年中の総所得金額等} - \text{基礎控除額}(33\text{万円}) \right) \times \text{所得割 } 7.18\%$$

## ■保険料の支払方法

「特別徴収」と「普通徴収」があります。

通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払い(年金天引き)いただきます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書が口座振替でお支払いいただきます。

年金天引きを中止し、口座振替による納付方法に変更される場合は申請が必要です。

※平成22年度の1年間の保険料の額や、お支払いの方法についての通知を、今月に郵便でお送りします。

詳しくは、保険年金課または各支所地域窓口課までお問い合わせください。

## 保険料の納め忘れはありませんか？

この制度では、被保険者の一人ひとりから保険料を納付いただいています。お手元に納付書や督促状がないか、もう一度ご確認ください。未納の保険料があれば早急に納入いただきますようお願いいたします。

※保険料の未納が続きますと、保険証の有効期限が短くなる場合がありますのでご注意ください。

問い合わせ 保険年金課 後期高齢者医療係  
☎ 65-0689 ☎ 63-4618

## 7月は企業内同和問題啓発強調月間

# 見つめよう 自分の言動 相手の気持ち

人権標語最優秀作品  
(株)滋賀銀行大原支店

市では、企業の経営者や従業員が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別のない明るい職場づくりを推進するため、企業を訪問し啓発に努めています。

明るく働きやすい職場となるよう啓発強調月間を機会に職場の見直しをお願いします。

「甲賀市企業人権啓発推進協議会」  
ホームページ  
<http://www.mcv.zap.ne.jp/koka-kijinkyou/>

問い合わせ 商工観光課 労政係  
☎ 65-0710 ☎ 63-4087

- 甲賀市推進委員会の取り組み
- 法務大臣メッセージ伝達式(7月1日)

社会を明るくする運動は、すべての人が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

罪を犯した人や非行のある少年を励まし、その立ち直りを助け、これらを含めたすべての人が幸せに暮らせる安全・安心な社会を実現するために、この運動に対する市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

- 問い合わせ
- 第60回「社会を明るくする運動」甲賀市推進委員会(社会福祉課)
- ☎ 65-0700 ☎ 63-4085

- のぼり旗の設置およびポスター掲示
- 有線放送、防災行政無線、甲賀ケーブルネットワーク、電光掲示板、広報車等による広報
- 「社会を明るくする運動」作文募集(市内・中学生対象)
- ミニ集会、一般公開ケース研究会の実施(市内各地)
- 中学生からの標語募集と優秀作品の掲示

# 君の声を聞かせて。

「声を合わせるコトは、心を逢わせるコト。」

7月は、社会を明るくする運動強調月間

## 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える甲賀のチカラ

- 日・水口社会福祉センター)
- 市内の駅、大型量販店店頭等での街頭啓発(7月1日)

# 65歳以上の方の 平成22年度の介護保険料が確定

平成22年度の市県民税と平成21年分の所得が確定したことにより、平成22年度の65歳以上の方の介護保険料額の本算定を行いました。

## 保険料の決め方

甲賀市の保険料の基準額は、市全体の介護サービスにかかる費用などに応じて決まります。

**甲賀市の基準額 月額 3,600円 (年額 43,200円)**

基準額をもとに、所得に応じた負担という観点から次の表のような「所得段階保険料」の設定になります。

なお、介護従事者の処遇改善のために行われる介護報酬引き上げ改定に伴う介護保険料の上昇分に対しては急激な上昇を抑制するため、平成22年度については半額が国の交付金で賄われ、保険料が軽減されます。

段階	対象者	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者であって世帯全員が市県民税非課税の場合	21,312円
第2段階	・世帯全員が市県民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の場合	21,312円
第3段階	・世帯全員が市県民税非課税で、第2段階に該当しない場合	31,968円
第4段階	・世帯の誰かに市県民税が課税されているが、本人は市県民税非課税の場合	42,624円
第5段階	・本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の場合	48,156円
第6段階	・本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の場合	53,280円
第7段階	・本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の場合	63,936円
第8段階	・本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の場合	72,456円
第9段階	・本人市県民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の場合	85,248円

## 保険料の納め方

特別徴収	老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の額が年間18万円以上の人は、年金から天引きされます。
普通徴収	特別徴収とならない人は、納付書で納めます。（口座振替もできます。） また、年度途中で65歳になられた人や転入された人も同様です。

## 口座振替 普通徴収の方は口座振替が便利です。

口座振替依頼書	市内金融機関・ゆうちょ銀行・市民窓口センター・各支所に備え付けています。必要事項を記入・押印のうえ金融機関・ゆうちょ銀行に提出してください。
口座登録	口座振替依頼書の提出後、金融機関等からの連絡により口座登録をします。 口座登録は、口座振替廃止届の提出により廃止されます。 廃止届の提出がない口座は、有効（登録）状態となっています。

## 介護保険料を納めないでいると

1年以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分（9割）が支払われます。
1年6ヵ月以上滞納すると	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請後も保険給付の一部又は全部が一時的に差し止めとなったり、滞納保険料と相殺されます。
2年以上滞納すると	利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなります。

## 問い合わせ

保健介護課 介護保険係  
☎ 65-0698  
☎ 63-4085

# 国民健康保険税を改正

国民健康保険は、被保険者の皆さんにご負担いただく保険税と国の補助金等によって運営されています。年々増加する医療費を賄い、健全な運営を図るため、税率等を次のとおり見直しました。

## 資産割を廃止

被保険者の固定資産税額に対してかかる資産割を廃止しました。

## 所得割の税率等を引き上げ

被保険者の所得に対してかかる所得割の税率、および、介護分の均等割を引き上げました。

## 課税限度額を引き上げ

地方税法の改正により、医療分の課税限度額が47万円から50万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額が12万円から13万円に引き上げられました。

### ●改正後の税率

医療分	改正前	改正後
所得割	7.0/100	7.1/100
資産割	4.5/100	—
均等割	26,000円/人	26,000円/人
平等割	21,100円/世帯	21,100円/世帯
限度額	47万円	50万円

後期高齢者支援金分	改正前	改正後
所得割	2.2/100	2.4/100
資産割	0.5/100	—
均等割	7,500円/人	7,500円/人
平等割	6,300円/世帯	6,300円/世帯
限度額	12万円	13万円

介護分	改正前	改正後
所得割	1.6/100	1.9/100
資産割	0.5/100	—
均等割	8,500円/人	8,900円/人
平等割	5,900円/世帯	5,900円/世帯
限度額	10万円	10万円

### 税率改正前後の試算額

#### 例 夫婦と子ども2人 計4人加入

##### ●夫の所得資産

営業所得 200万円  
(所得割算定基礎額 200万-33万=167万)  
固定資産税 10万円

##### ●妻・子どもの所得資産はなし

※夫婦は40歳以上65歳未満で介護保険2号被保険者とする

改正前 年税額 370,100円  
改正後 年税額 375,300円  
375,300-370,100=5,200円  
月々 約433円の増額

	医療分	支援金分	介護分
改正前	所得割	116,900 (167万×7.0%)	26,720 (167万×1.6%)
	資産割	4,500 (10万×4.5%)	500 (10万×0.5%)
	均等割	104,000 (26,000×4名)	30,000 (7,500×4名)
	平等割	21,100	17,000 (8,500×2名)
	合計	246,500	73,540
年税額	246,500	73,500	50,100
年税額	370,100円		
改正後	所得割	118,570 (167万×7.1%)	31,730 (167万×1.9%)
	資産割	なし	なし
	均等割	104,000 (26,000×4名)	30,000 (7,500×4名)
	平等割	21,100	17,800 (8,900×2名)
	合計	243,670	76,380
年税額	243,600	76,300	55,400
年税額	375,300円		

#### 例 夫婦2人加入

##### ●夫の所得資産

年金収入 260万円  
(所得割算定基礎額 260万-120万-33万=107万)  
固定資産税 10万円

##### ●妻の所得資産

年金収入 70万円  
(所得割算定基礎額 70万-120万=0)  
固定資産税 なし

※夫婦は65歳以上で介護分については年金より特別徴収とする。

改正前 年税額 197,800円  
改正後 年税額 195,900円  
195,900-197,800=△1,900円  
月々 約158円の減額

	医療分	支援金分
改正前	所得割	74,900 (107万×7.0%)
	資産割	4,500 (10万×4.5%)
	均等割	52,000 (26,000×2名)
	平等割	21,100
	合計	152,500
年税額	152,500	45,340 (100円未満切捨)
年税額	197,800円	45,300
改正後	所得割	75,970 (107万×7.1%)
	資産割	なし
	均等割	52,000 (26,000×2名)
	平等割	21,100
	合計	149,070
年税額	149,000	46,980 (100円未満切捨)
年税額	195,900円	46,900

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎ 65-0679 ☎ 63-4574



## 市内中学校の吹奏楽部が競演

～ユース・ブラス・フェスティバル～

**市** 内6中学校の吹奏楽部が一同に会し、発表する「ユース・ブラス・フェスティバル」が6月5日、あいこつか市民ホールで行われました。

この演奏会は、音楽を通じて交流を深めることを目的に、水口ロータリークラブ主催で初めて行われたもの。当日は席に座りきれないほどの大勢の方が会場を訪れ、生徒の演奏を楽しみました。

各中学校からは、クラシックやポップスのおなじみの曲を披露、日ごろの練習の成果を発揮すると、会場からは惜しみない拍手が贈られました。



▲演奏を披露する吹奏楽部の皆さん

## ササユリをもっと知るために

～みなくち子どもの森・ササユリ守り隊～

**織** 細な姿形と甘い香りが魅力の市の花ササユリ。市内では地元の方が熱心に保護活動されていることもあり、その姿を見ることができず、栽培が困難なため、全国的に希少な花となりつつあります。

そんなササユリをもっと知るため、6月6日、みなくち子どもの森で、自生するササユリを鑑賞しながら学が「ササユリ守り隊」が行われました。

この日は、野草の愛好家や家族連れの方が集まり、子どもの森内の自然の観察や、ササユリの特性などについて学びました。

この日、同森のササユリはまだ咲いていませんでしたが、大きなつぼみをつけていることが確認でき、約1週間後にかれんに花を咲かせました。



▲ササユリを観察する皆さん

## 学習 コースで交通ルールを

（柏木小交通安全教室）

### 甲

賀自動車教習所で、6月15日、自動車教習コースを使った交通安全教室が行われ、柏木小学校1年生の児童が交通ルールを学びました。

児童は、交通安全に関するビデオを見て交通ルールを確認し、その後、教習コース内の車が走る交差点で横断歩道を渡る練習を行いました。水口警察署の方の指導により、道路の渡り方を教わった児童は、左右を確認しながら安全に渡ることができました。

また、この日は白バイも登場、周近で見る格好良い白バイに児童は大喜び、警察の方にいろんな質問をしていました。最後に一人ずつ白バイに乗せてもらって記念撮影、楽しい教室で児童は交通ルールをしっかり学び、学ぶことができました。



▲コース内で道路を渡る練習をする児童



▲白バイの説明を聞く児童



にしむら  
西村 京子さん  
(水口町鹿深)

## 今の時代の良いものを伝えたい

絵手紙や布人形など、身近な素材を使い素朴で温かみのある作品を創作されている西村京子さん。

家庭の仕事などが一段落し何かしてみようと思っていたころ、たまたま絵手紙に出会ったのがキッカケで、以来約20年間ほぼ毎日書き続け、出来上がった作品は数千枚にもなるそうです。

「絵と文字が組み合わさることで自分の思いがストレートに表現できることが最大の魅力です。また絵手紙には“下手でいい、下手がいい”というキャッチフレーズがあります。自由気ままに自分の見たこと、感じたことを書いて楽しんでいます。」と話す西村さんですが、地域や小学校などでも絵手紙の魅力を伝えるなど幅広く活動されています。

また、5年前からは、着物などを使って人形や花などを作る布工芸も始められました。

ご自宅の一室には、着物の素朴な風合いを生かして作られたかわいい人形が所狭しと並んでいます。昨年にはこれらの絵手紙と布人形で、ご自身初の個展も開催されました。

「絵手紙に書く風景やそこに書く思い、人形の素材に使う着物、どれも今の時代にある素晴らしい財産だと思います。若い人たちにこの良さを伝えられたらうれしいです。これからも“イキイキ”としながら続けていきたいです。」と話す西村さん。素朴で温かい素敵な作品は、これからもたくさん生み出されるに違いありません。



◀▲温かい雰囲気を醸し出す西村さんの作品

## 映画館のスクリーンで 絵本楽しむ

### ～シネマ de えほん～

この日は、小さなお子さん連れの親子ら100名が参加、子どもたちはスクリーンに映し出される大迫力の絵本にびっくり。おもしろおかしい朗読に歓声を上げながら、絵本ワールドに引き込まれました。



▲スクリーンの絵本に見入る参加者の皆さん

## 映

画館の大きなスクリーンに絵本を映し、読み聞かせるイベント「シネマ de えほん」が、6月13日、水口アレックスシネマで行われました。

このイベントは、子育て情報誌の発刊などで活動される「ピースマム」が、親子で映画館を楽しんでもらおうと企画、市内では初めての開催となりました。

## 60年の時を越え交流

### ～甲南第二小学校～

**甲** 南第二小学校を60年前に卒業された皆さんが、卒業60周年を記念し、6月14日、母校を訪れ児童と交流を行いました。

この日は、1950年に同校を卒業された同窓生のうち、13名の方が来校、当時の遊びを紹介し、全校児童が学びました。

児童は、紙鉄砲やこま回し、メンコやあやとりなど、子どもたちにとっては少々珍しい遊びを体験、卒業生の皆さんからコツを教わり、楽しく遊ぶことができました。

また、卒業生の皆さんが制作された、当時の写真を使った紙芝居では、60年前の同校の様子などを紹介、貴重な話を聞くことができました。



▲あやとりを教わる児童

## 発達と支援

～こんなことで困っていませんか～

- その場の雰囲気を読むことができない
- ジョークやユーモアが通じず、言葉どおりに受け止めてしまう
- 友達などの人間関係がうまくいかない
- 整理整頓ができず、よく物をなくす
- 周囲の音が気になって、なかなか集中できない
- 急に予定が変更になると、混乱してしまう

これらの特徴が日常生活に支障を及ぼすぐらい目立つ場合には、「発達障がい」が原因の可能性があり

ます。平成14年度の文部科学省調査では人口の約7.8%の人に何らかの支援が必要であるという結果が出ています。これを甲賀市に換算すると約7,300人になります。今まで発達に障がいがあるという「知的障がい」や「身体障がい」がある人しか知られていませんでした。しかし、他にもその何倍もの人が発達面での支援が必要であることが分かってきています。

「発達障がい」は外見からは分かりにくいのですが、生まれつき脳の機能に障がいがあり、そのために他の人たちと同じようにできなくて、周囲から誤解を受けることもあります。これは本人のわがままや努力不足ではなく、育て方や家庭環境によって引き起こされるものでもありません。「発達障がい」は子どもの間だけの問題ではなく、思春期、大人になっても症状が続くこともあります。

特に思春期は、心身が大きく成長し、確かな自我が芽生える時期です。その時期に「友達と同じように行動できない」、「仲間内で使う若者言葉が分からない」、「異性との接し方に戸惑ってしまう」、など「自分は普通ではないの?」と違和感を感じ悩んでしまう方もおられます。

その違和感が劣等感や自己否定的な気持ちにつながるように、周囲に支援を依頼することも大切です。

早めに学校もしくは発達支援室にご相談ください。

問い合わせ 発達支援室 ☎ 65-0735 ☎ 63-4085

## 甲賀市の文化財

44

## 東海道のお土産

## —水口煙管—

もうすぐ夏休みが始まります。旅行にでかける方も多いのではないのでしょうか。旅先では名所観光や土地の名物を味わうことが主な目的ですが、その土地の名産品をお土産に持ち帰ることもまた旅の楽しみの一つです。

東海道土山宿やその街道沿いの名産品は、茶、かきが坂館やお六などの名称で販売された木櫛が知られています。水口宿は広重の浮世絵に描かれたかんびようが有名ですが、水口歴史民俗資料館に展示している江戸時代のガイドブックには、水口宿の名物として「きせる・藤ごり・どせう」があげられています。

藤ごりは「水口細工」の名で知られた細工物で、箱や籠など、多種多様な製品があります。また「どせう」は泥鱈のことで、泥鱈汁として供されました。

煙管はタバコを吸うためのパイプの和名です。喫煙の風習はアメリカ大陸とその周辺に発祥し、大航海時代を経て日本にもたらされ、次第に日本人

問い合わせ

水口歴史民俗資料館

☎ 62-7141 ☎ 63-4737

の間に浸透していきました。タバコの喫煙方法は現在紙巻が主流ですが、伝来以降、近代までは刻んだタバコの葉を火皿に入れて燃焼させる煙管が愛用されていました。

煙管は国内の各地で製作され、諸国に名産地も現れました。寛永15年(1638年)刊の「毛吹草」には、煙管の産地の一つに水口煙管の名があげられています。水口煙管は天正5年(1577年)に豊臣秀吉が水口の権兵衛吉久に作らせたという伝承があります。

資料館に展示中の水口煙管は江戸時代後期の作ですが、その特徴である「水口吉久」の銘と桐の紋が刻まれています。

遠く離れた東京の遺跡からは江戸時代初頭の水口煙管が出土しています。東海道を通った旅人が水口煙管を買い求め、大事に持ち帰ったのでしょうか。



▲水口煙管

# みんなの窓

## 「ちがいのちがい」～違いが分かる人に～

私たちの身の回りには様々な「ちがい」があります。しかし、その「ちがい」にも「ちがい」があるということなのですが…

次のちがいを、「あっていいちがい」と「あってはいけないちがい」に分類してみましょう。

- ①アメリカ人のジョンは肌の色が黒いが、トムは白い。
- ②丸井さんはニンジンが嫌いだが、角田さんはなんでも食べる。
- ③東さんは中学校卒業後働いているが、西さんは高校へ進学した。
- ④卓球部では上級生は掃除をしないが、下級生は掃除をしなければならない。
- ⑤南さんはどこへでも旅行できるが、車いすに乗っている北さんはひとりで電車に乗ることができない。
- ⑥日本では食事のときに箸を使うが、インドでは指を使う。
- ⑦10歳の阿部さんは毎日小学校へ通っているが、同じ歳のガーナのジョナさんは毎日カカオの農場で働いている。
- ⑧親は妹には食事の後かたづけを言いつけるが、兄には何も言わない。
- ⑨マラソン大会で男子は10km走り、女子は8km走る。

この分類の答えは一つではありません。おそらく、人によって、時代によって、また同じ人でも経験や学習によって違ってきます。また、どちらに分類するか悩んでしまったり、個別のケースによって分類が変わるものもあるでしょう。

そこで、家族や身近な人と意見を交わしてみましょう。自分では当たり前と思っているちがいで、意外に新しい発見があるかもしれません。

このような視点で、毎日の生活を見直してみましょう。今まで当たり前と思っていたことでも、身近なところに「あってはいけないちがい」が潜んでいるかもしれません。そして、それが「あってはいけないちがい」だと感じたら、「それはおかしい」と声を出してみましょう。違いが分かる人になりたいものですね。

「あっていいちがい」は、「好み」「個性」「身体的特徴」「文化」などのちがいで、「あってはいけないちがい」は、「人種」「性別」「職業」「生まれ」などによる不平等(差別)につながるちがいだと考えますが、みなさんはどう考えられますか。

参考:大阪府同和教育研究協議会編「わたし出合い発見」

問い合わせ 人権推進課 ☎ 65-0693 ☎ 63-4582

## 鳥獣害対策ニュース No.25

今回はニホンザル接近情報についてお知らせします。

### ニホンザルの情報をメールで発信

市内にはニホンザルの群れが14あると推測されており、集落付近を行動域とする群れについては、農作物等に被害を与えることも少なくありません。

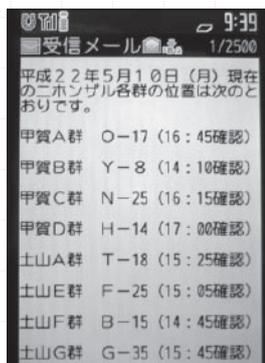
このため市では、群れに属するニホンザルに発信機を取り付け、市民の皆さんが追い払い等の防除活動に役立てていただけるよう、群れの位置情報を電子メールにて提供しています。

市内には、このニホンザル接近情報を利用して、集落ぐるみで防除活動に取り組んでいる集落もあります。

ニホンザル接近情報の配信を希望される方は、[koka273000@city.koka.lg.jp](mailto:koka273000@city.koka.lg.jp)まで氏名、区名を明記し、「サル接近情報配信希望」と入力の上、メールにてお申し込みください。接近情報の他、防除対策に役立つ情報も提供しています。

### 情報提供を行う群れと概ねの行動域

- 甲賀A群** 水口町和野、蟻峨、甲賀町岩室、小佐治、神保、高野、相模、鳥居野、大原中、大久保、大原上田、神
- 甲賀B群** 甲賀町高嶺、和田、毛枚、滝、甲南町池田、下野川、上野川、下馬杉、上馬杉
- 甲賀C群** 土山町黒川、山中、猪鼻、南山、大澤、甲賀町神、岩室
- 甲賀D群** 水口町和野、蟻峨、甲賀町隠岐、甲南町稗谷
- 土山A群** 土山町大河原、鮎河
- 土山E群** 土山町平子、野上野、東瀬音、西瀬音、青土、北土山
- 土山F群** 土山町野上野、西瀬音、頓宮、大野
- 土山G群** 土山町鮎河、黒滝、黒川



▲携帯電話での受信画面

問い合わせ 農業振興課 鳥獣害対策係 ☎ 65-0734 ☎ 63-4592



こうか  
まちかど特派員

かねだ たかこ  
金田 貴子



# 4つのリズムが生み出す躍動感、 民族音楽で気分高揚

最近、韓流という言葉をよく聞きますが、ドラマでもグルメでもない民族音楽に市内で身近に触れる機会がありました。今回はその模様をご紹介します。

5月30日、碧水ホールで甲賀市国際交流協会主催で、「サムルノリの演奏&交流会」が行われ、「朝鮮文化を考える会チング」の皆さんが演奏を披露されました。

「サムルノリの演奏」といっても、初めて聞く言葉でどのようなものかまったく想像が付きません。期待感が高まる中、登場された方々が持つておられたのは、いろいろな形をした3種類の太鼓とドラでした。

サ……4つの  
ムル……モノの  
ノリ……リズム

サムルノリとはこのような意味があるそう、その昔豊作を祈って始められたのがルーツだそ



▲楽器の説明コーナーも

うです。

掛け声の一つにされて演奏が始まりました。打楽器というのは音楽の原点なのでしょうか。どの国にも、リズムを生む楽器はあるように思います。それに、リズムだけで奏でられる音楽は気分を高揚させる力があるように思います。もちろん会場も盛り

り上がりました。

3曲演奏されましたが、舞のように手を優雅に使われるものや、せりふを間にはさまれるものもあり、またドラの掛け合いは会話のように聞こえとても楽しく聞かせていただきました。

当日、資料として配られたものですが、ドラはドンと呼ばれ、形は太陽を、音は風を表します。日本の鼓を大きくしたようなチャングは、形は人を、音は雨を表し、小さな太鼓ブクは、形は月を、音は雲を表します。形と音が天地人と天候を表し、農作物と深いつながりがあることが分かりました。

曲を覚え、1曲仕上げるのに1年かかるそうです。和太鼓に比べて優しく感じるのは、華やかな衣装のせいかもしれません。パチを優しくやわらかく持つのがコツだそうです。相当の練習を積み重ねておられるにも



かわならず、その手にはマメがありませんでした。

本当に楽しくて、また聞きたいと思いました。民族音楽は世界中の地域の人たちが生活の中で作り出し、伝えてきた音楽です。その国や地域の文化、その人たちの思いが込められていると思います。

皆さんも機会がありましたら、音楽で世界の文化に触れてみてはいかがでしょうか。

# 琵琶湖流域で活動する 「琵琶湖河川レンジャー」 を募集

ご応募お待ちしております！

## 琵琶湖河川レンジャーとは？

琵琶湖およびその周辺において、住民と住民、ならびに住民と行政との連携・協働を行う人です。



ウォーターステーション  
イメージキャラクター  
「しずくくん」

### ● 募集期間 ●

7月1日(木)～8月2日(月)

応募資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川レンジャー活動を行う意思、意欲のある方</li> <li>満20歳以上の方(2010年4月1日現在)</li> </ul>
募集人数	若干名
応募方法	氏名、性別、職業、生年月日、住所、電話番号、活動経験、課題:あなたが考える「住民と住民、住民と行政をつなぐために河川レンジャーになって実現したいこと、それを達成するための具体的な方法」を応募用紙に記入の上、郵送またはFAXでお申し込みください。

※応募用紙はウォーターステーション琵琶湖もしくは同HP (<http://www.water-station.jp/ranger/>) から入手いただけます。

### 問い合わせ・申し込み

ウォーターステーション琵琶湖河川レンジャー制度  
運営委員会事務局  
〒520-2279 大津市黒津4-2-2  
☎ 077-536-3520 ☒ 077-536-3530

## 保育園 3人目以降のお子さんの 保育料一部免除の 手続き

次のすべてに該当する世帯の方は、3人目以降のお子さんの保育料が免除になります。

- ①平成22年度保育所徴収金基準額表でB2階層・C11・C12階層の世帯の方
- ②18歳に達する日以降の3月31日までの間にあるお子さんが3人以上おられる世帯で、3人目以降のお子さんが保育園に入園されている方(保護者が異なる場合は除く)
- ③平成22年4月1日現在で、甲賀市内に引き続き1年以上住所がある世帯の方

### ■ 手続き方法

保育料免除申請が必要です。平成22年度保育料が確定しますので、該当する方には7月中旬までに個別に通知します。該当すると思われる方で通知が届いていない方はご連絡ください。

■ 申請期限 7月30日(金)

### 問い合わせ

こども未来課 管理係  
☎06-6371-79 ☒06-63800

## いつまでも安心して暮らせるまちへ ～認知症キャラバン・メイト募集～



認知症になっても安心して暮らせるまちをめざし、「認知症を知り地域をつくる10カ年」キャンペーンが全国で始まっています。その一つとして「認知症サポーター100万人キャラバン」が展開され、市でも認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成します。

キャラバン・メイトは、市と協働して、認知症サポーターを養成する講座を開催し、講師役を務めていただく人です。今回、認知症の基礎知識やサポーターの役割について学んでいただく講習を開催、キャラバン・メイトとしてご活躍いただく方を募集します。

日時 8月26日(木) 9時～16時  
場所 忍の里プララ  
受講料 無料(定員50名)  
申込期間 7月1日(木)～7月12日(月)  
受講条件 右記の条件を満たす方で「認知症サポーター養成講座」を原則ボランティアの立場で年間5回以上行っていた方

- ①地域でボランティア活動をしている人
- ②民生児童委員
- ③介護者の会会員
- ④介護従業者(ケアマネジャー、施設職員)
- ⑤医療従事者
- ⑥認知症介護指導者養成研修修了者
- ⑦認知症介護実践リーダー研修修了者
- ⑧行政職員

### 問い合わせ・申し込み

水口地域包括支援センター ☎ 65-1170 ☒ 63-4591

**JR高速バス 夏のダイヤ改正**  
東京・新宿～京都・大阪便において、7月1日付けで一部ダイヤ改正を行いますので、新名神高速土山バスストップご利用の際はご確認をお願いします。  
詳しくは左記までお問い合わせください。

問い合わせ  
西日本JRバスお客様センター ☎06-6371-0121

催し

みなくち子どもの森いきものさがしの日  
「ダンゴムシ・まるまるムシのふしぎ!」

日時 7月18日(日)10時30分～11時45分  
場所 みなくち子どもの森  
対象 幼児を対象としています。大人も参加いただけます。(小学校3年生以下保護者同伴)  
定員 20人(先着順)  
参加費 大人200円、小中学生100円(自然館入館料)  
参加方法 事前申込不要。当日10時15分から、自然館で受け付けます。(野外を歩ける服装でおいでください。)

※雨天の場合は室内のみで実施  
みなくち子どもの森自然館  
63-6712 63-0466

みなくち子どもの森自然館特別展  
「里山は生きものがいっぱい!」  
～甲賀の生物多様性～  
今年、国際生物多様性年であることにちなみ、甲賀市の生物多様性について展示を行います。  
期間 7月14日(水)～9月23日(木祝)  
場所 みなくち子どもの森自然館  
入館料 大人200円、小中学生100円  
※7月13日(火)は展示換えのため臨時休園します。

みなくち子どもの森自然館  
63-6712 63-0466

脂肪燃焼教室

日時 8月3日(火)～9月7日(火)  
(毎火曜全6回) 20時～21時  
場所 甲南中央運動公園トレーニングハウス  
内容 トレーニング機器を使ったメニュー  
参加費 1,200円  
募集人員 8名  
申込締切 7月28日(水)

甲南B&G海洋センター  
86-6971 86-6984

夜空旅人(天体観望会)  
南のS字星～天空をほうざり座～

日時 7月10日(土)19時30分～21時30分  
場所 かふか生涯学習館  
内容 天体のお話、金星・土星などの観望  
申込 電話にて左記まで  
申込締切 7月9日(金)先着35名  
※天候・人数等により中止する場合があります  
かふか生涯学習館  
88-4100 88-5055

わいわいピンポン教室

日時 7月20日(火)～8月31日(火)  
(毎火曜全7回) 10時～11時30分

場所 岩上体育館  
種目 卓球  
参加費 1,400円  
募集人員 16名  
申込締切 7月15日(木)

岩上体育館  
63-7040

エコライフ講座

第2回

野洲川自然教室  
日時 7月19日(月・祝)9時～12時  
(雨天の場合7月25日(日))  
場所 野洲川鹿深大橋左岸(水口町和野)  
内容 河川の生き物や、河川で観察するときの注意点などの学習会  
対象 市内小学生・幼稚園児・保育園児とその保護者  
※引き続き「さかなつかみ大会」参加の場合は左記申し込みが必要

同時開催  
「親子さかなつかみ大会」  
参加費 1人300円  
申込締切 7月9日(金)  
先着200名

野洲川を愛する会  
市井 67-0103  
久野 88-4404

第3回

水口自然教室「木と水で遊ぼう!」  
日時 8月1日(日)9時～15時30分  
(雨天の場合8月7日(土))  
場所 みなくち子どもの森体験農場

内容 人エプールのさかなつかみ・カレーづくり・小枝昆虫アト・船づくりなど  
対象 市内小学生以下の子どもとその保護者(先着15組)  
参加費 幼・保育園児以上1人500円(昼食代・材料代実費分)  
申込締切 7月29日(木)

※小枝昆虫アトづくりのボランティアアスタップも募集します。ご協力いただける方は、7月23日(金)までに左記へご連絡ください。

生活環境課  
65-0691 63-4582

水口スポーツの森へ行く

多目的グラウンド	
3日(土)	滋賀県2種サッカーリーグ(高校)
4日(日)	水口ロータリークラブ杯少年サッカー大会(スポ少)
10日(土)	滋賀県2種サッカーリーグ(高校)
18日(日)	関西サッカーリーグ(一般)
21日(水)・22日(木)	中体連夏季総体第4ブロック(中学)
31日(土)・8月1日(日)	クラブユースびわこフェスティバル(中学)

※時間に変更される場合があるため掲載していません

甲賀市民スタジアム	
3日(土)・4日(日)	近畿少年野球大会甲賀地区大会軟式(中学)
10日(土)～12日(月)	全日本クラブ選手権大会東近畿2次予選硬式(一般)
18日(日)	近畿秋季軟式野球甲賀地区予選2部軟式(一般)
21日(水)～29日(木)	中体連夏季総体県大会軟式(中学)
31日(土)	滋賀県学童軟式野球大会軟式(スポ少)

7月の催し

## 「昆虫標本をつくらう」

みなくち子どもの森しぜん学習会  
 日時 7月24日(土)10時～15時  
 場所 みなくち子どもの森  
 対象 小学校3年生以上(小学生は保護者同伴)  
 定員 20名(先着順)  
 持ち物 参加費200円、弁当・水筒(野外に出る服装で)  
 申込方法 参加者全員の氏名・年齢か学年・住所・電話番号を左記まで

☎ 63-6712 ☎ 63-0466

## 甲南ふれあいの館 なつかしの体験教室

かんぴょう剥ぎ  
 日時 7月29日(木)10時～12時  
 かんぴょう剥ぎ・かんぴょう干し・わた試食  
 31日(土)10時～12時  
 かんぴょうたぐり(出来上がりを持ち帰り)  
 ※両日とも参加願います。  
 場所 甲南ふれあいの館  
 定員 20名(先着順)  
 参加費 200円  
 申込 電話、FAXで左記まで  
 ☎ 甲南ふれあいの館  
 ☎ 86-7551

## 甲南ふれあいの館 ふれあい親子陶芸教室

日時 7月17日(土)10時～12時  
 内容 オリジナル陶器の作成  
 定員 25名(先着順)  
 受講料(材料費含む) 500円(小学生以下400円)  
 申込 電話、FAXで左記まで  
 ☎ 甲南ふれあいの館  
 ☎ 86-7551

## 信楽高原鉄道 七夕列車

運行日時 7月3日(土)、4日(日)  
 信楽駅10時17分↓貴生川駅10時40分  
 信楽駅13時24分↓貴生川駅13時47分  
 貴生川駅10時54分↓信楽駅11時18分  
 貴生川駅13時54分↓信楽駅14時18分  
 ※往復ご乗車のお子さんにプレゼントあり

☎ 信楽高原鉄道  
 ☎ 82-4366 ☎ 82-3333

## 募集

### ニンニン忍者キャンプ 参加者募集

～アウトドアの達人になろう!!～  
 日時 8月26日(木)9時～28日(土)15時  
 2泊3日テント泊キャンプ  
 場所 高間みずべ公園キャンプ場  
 内容 アウトドアクッキング・

自然観察・キャンプファイヤー・テント泊ほか

対象者 市内の小学校4～6年生  
 定員 30名(定員を超えたときは抽選)

参加費 3,000円(保険料含む)  
 申込締切 7月21日(水)

※事前研修会・保護者説明会を8月1日(日)19時30分から、かふか生涯学習館にて開催  
 ※募集チラシは小学校を通じて対象者に配布します。

☎ 青少年自然活動支援センター  
 (かふか生涯学習館内)  
 ☎ 88-4100 ☎ 88-5055

## 老人福祉センター碧水荘 体験教室参加者募集

作陶体験教室  
 内容 オリジナル作品の手捻り作陶  
 期日 ①8月11日(水) ②9月8日(水) ③10月13日(水)  
 定員 予約制で先着20名  
 参加費 500円/回

盆栽体験教室  
 内容 盆栽の手入れの基本  
 期日 ①8月20日(金) ②9月17日(金) ③10月15日(金)  
 定員 予約制で先着5名  
 参加費 無料

書道体験教室  
 内容 細字の基礎  
 期日 ①8月6日(金) ②9月3日(金) ③10月1日(金)

定員 予約制で先着5名  
 参加費 300円/回

場所 老人福祉センター碧水荘  
 対象 市内在住のおおむね60歳以上の方  
 申込締切 8月5日(木)(1回だけの参加も可)

☎ 老人福祉センター碧水荘  
 ☎ 62-6080 ☎ 62-6096

## 市営駐車場の利用者募集

受付期間 7月1日(木)～15日(木)  
 (土・日・祝を除く9時～17時)  
 使用開始日 8月1日(日)

●甲賀駅南駐車場 9区画(うち軽自動車3区画) 3,000円/月  
 ※事前にお問い合わせください。  
 (申込者多数の場合は抽選)

☎ 生活環境課  
 ☎ 65-0686 ☎ 63-4582  
 ●油日駅前駐車場(直接お問い合わせください) 3,000円/月  
 ☎ 油日駅を守る会  
 ☎ 88-5879

●甲南駅前駐輪場(直接お問い合わせください)  
 自転車 1,500円/月  
 原付 1,800円/月

☎ 甲南駅前駐輪場  
 ☎ 86-0590  
 (受付時間/6時15分～9時15分、13時～14時、18時30分～20時30分)

お知らせ

弁理士による知的財産権  
(特許・実用新案・商標等)  
相談会

日時 7月28日(水)13時30分～16時30分  
場所 水口町商工会(予約制)

☎ 水口町商工会

☎ 6211676 ☎ 6311052

7月は青少年の非行・被害  
防止強調月間

「地域の子は、地域で育てましよう」

夏休みは青少年が非行に走りやすい時期です。青少年の非行・被害防止を地域社会全体の責務としてとらえ、「地域の力で子どもを守り、はぐくむ」という観点に立って地域一体となった取り組みを進めましよう。

☎ 社会教育課

☎ 8618022 ☎ 8618380

7月は「愛の血液助け合い  
運動」月間

血液は人工的に作る事ができず、長い期間にわたって保存することもできません。皆さんのご協力が患者さんの生命を守ります。献血のご協力をよろしくお願います。

☎ 滋賀県赤十字血液センター

☎ 077-564-6311

保健介護課

☎ 6510703 ☎ 6314085

地デジ何でも相談会

ご自宅などでデジタル放送を受信するための具体的な質問にお答えします。(相談無料)

日時・場所

7月20日(火)10時～12時

水口中央公民館ロビー

14時～16時 甲南庁舎ロビー

21日(水)10時～16時

土山支所相談室1C

22日(木)10時～16時

かふか生涯学習館活動室7

23日(金)10時～16時

信楽支所サロン

☎ 総務省レビ受信者支援センター

☎ 077-52315192

情報政策課

☎ 8618176 ☎ 8618187

麻しん風しん予防接種は夏  
休み中に済ませましよう

対象者 市内在住の保育園・幼稚園年長児、中学校1年生、高校3年生に相当する年齢の方

期間 平成23年3月31日まで(接種医療機関での接種可能期間内)

※体調の良い時期で、早期の接種をお勧めします。特に秋以降はインフルエンザ等の感染症により接種機会を逃す可能性があります。

実施医療機関・予約方法  
医療機関により異なります。健診・予防接種カレンダーまたは通知文書を確認ください。

費用 無料

☎ 保健介護課

☎ 6510703 ☎ 6314085

指定医療機関で行う肝炎  
(B型・C型) ウイルス検  
診のお知らせ

対象 40歳以上(昭和46年4月1日以前生まれ)

※肝炎で治療中または今までに肝炎ウイルス検査をされた人は対象になりません。

実施時期 7月～平成23年1月

受診方法 事前申込不要、指定医療機関で受診してください。

受診料 1,000円(当日医療機関支払い)

詳しくは、健診(検診)カレンダーP16・P21～22をご覧ください。

☎ 保健介護課

☎ 6510703 ☎ 6314085

人権教育連続セミナー

■第5回

日時 7月22日(木)  
19時30分～21時

場所 土山開発センター

内容 講演「ずっと笑顔でいたいから」豊かですてきな自分をめざして

講師 今村力さん(フェロー代表)

※参加無料。手話通訳あり

☎ 人権推進課

☎ 6510693 ☎ 6314582

税理士による税務相談

日時 7月7日(水)

13時30分～16時30分(受付16時まで)

場所 (社)水口納税協会3階会議室

定員 予約制で先着6名(1人約30分)

※相談無料

☎ 水口納税協会

☎ 6211151 ☎ 6310173

結核検診のお知らせ

感染症法に基づき、65歳以上の方に結核検診を実施します。年に一度は胸部レントゲン写真をとります。肺がん検診を受診された方は結核検診を受診する必要はありません。

対象 65歳以上(昭和21年4月1日以前生まれ)

実施時期 7月～平成23年1月

受診方法 事前申込不要、指定医療機関で受診してください。

受診料 無料

※特定健診・健康診査を受診される方は、同時に受診できます。詳しくは、健診(検診)カレンダーP13をご覧ください。

☎ 保健介護課

☎ 6510703 ☎ 6314085

# 甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろいろ山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

## 甲賀市の人口の推移

 総数 94,802 (-90) 人

 男 46,880 (-52) 人

 女 47,922 (-38) 人

 世帯数 32,382 (-38) 世帯

H22.5.31現在 ※( )内は前月比

## 広報あいこうか

2010.7.1発行

2010年 7月1日号

[No.121]

編集  
発行

甲賀市役所

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地  
☎0748-65-0650 FAX 0748-63-4554

甲南庁舎

甲賀市甲南町野田810番地  
(上下水道部)  
☎0748-86-8000 FAX0748-86-8032  
(教育委員会)  
☎0748-86-8002 FAX0748-86-8380

市民窓口センター

甲賀市水口町水口6053番地  
☎0748-62-1621 FAX 0748-63-4086

土山支所

甲賀市土山町北土山1715番地  
☎0748-66-1101 FAX 0748-66-1564

甲賀支所

甲賀市甲賀町相模173番地1  
☎0748-88-4101 FAX 0748-88-3104

甲南支所

甲賀市甲南町野田810番地  
☎0748-86-4161 FAX 0748-86-8029

信楽支所

甲賀市信楽町長野1203番地  
☎0748-82-1121 FAX 0748-82-3415

「広報あいこうか」がホームページでも  
ご覧いただけます!

▶ 甲賀市ホームページ  
<http://www.city.koka.shiga.jp/>

『広報あいこうか』の名称は市民憲章のそれぞれの頭文字を並べてできる「あいこうか」から名付けています。市民憲章とともに皆さんに親しまれる広報紙をめざします。

この広報誌は古紙パルプを配合しています。

# こうかギャラリー

このコーナーでは市内の保育園、幼稚園、小中学校の児童・生徒が描いた絵を順次紹介していきます。



「あつたらいいな、  
こんなやさい」  
大野小学校 2年  
西田 恵弥さん



「きれいな木」  
大原小学校 2年  
中島 明日香さん



「サーカスのたね」  
油日小学校 4年  
立岡 仁さん

## 編集 後記

甲南第二小学校の交流では、児童が昔の遊びに熱中し、60年前に同じ場所で行われたであろう光景が繰り広げられました。児童の楽しみようは、60年前とまったく変わらないのでは、と思えるぐらい大きなものでした。

今の子どもたちの遊びはテレビゲームや、携帯ゲームなどが主流かもしれませんが。時代の移り変わりとともに子どもたちの遊びが変化していくのも自然な流れだと思います。しかし、この日の児童を見ていると、シンプルで奥が深い昔の遊びのおもしろさは、いつの時代も不変のようです。

60年前の卒業生の方と、今の児童とのちょうど中間の世代に位置する私自身、紙鉄砲やこま回しもテレビゲームも経験してきましたが、興奮度という点では、体を動かして遊ぶ昔の遊びのほうが勝っているような気がします。こういった交流を通して、次の世代にもこのおもしろさが伝わっていけばと思います。⑤